

Title	英国国会制度の起原（下）
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.9 (1921. 9) ,p.1213(1)- 1229(17)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伊藤白蓮著

定價三圓二十錢

送料十二錢、四六版背革天
金美帳●著者最近肖像入

最新刊

白蓮自選歌集

東大 報
京阪 大
京三 京
橋休 京
桶橋 三
町南 橋
八六一三三 東
五五二七二 阪大

(白蓮)

○聲あけて高くさけはむよろこひよ

わかみのはてをまたて來よかし

○これそこの生死即涅槃ととくへきか

寝てもさめても戀しさをこれ

○あまつさへ風かもてくる花片も

聲なく泣くよ月のおほる夜

——白蓮自選歌集より

伊藤白蓮著 ● (第四版)

戲指鬘外道

四六版天金背革
定價三圓二十錢

山田耕作作曲 ● (第二版)

指鬘夢の歌曲譜

四六版
定價二圓五十錢

海の彼方火の國に女あり。丈なす髪は漆黒に匂へども徒らに己が涙に濡れ纏れ、玉簾吹く風は限りなくそが心を傷み悲します。美しき人は禍なる哉、嘆さいや多ければなり。姦に愁と恨とを結べる歌の最もよく己を表したるもの、み自ら選みて世に訴ふ。普門品讀經の火影に額ける作者の念願は、只美しき故に苦惱に悶ゆる人と憂を煩つのみには非ざるなり。

三田學會雜誌 第十五卷 第九號

論 說

英國國會制度の起原(下)

占部百太郎

一〇

斯の如く高級僧官は大貴族と結合して英國の貴族院を組織するやうになつたのであるが、一般僧侶の代表者がシモン・ド・モントフォルトの一二六五年の國會にも、一二九五年のエドワード一世の模範國會にも撰ばれて居つたに拘らず、後に高級僧官のみ貴族院に列席して、僧會員の代表者や執行長等が漸次英國の國會から

退くやうになつたのはどう云ふ譯であるかと云ふと、元來僧正は教會の代表者として又は國王の借地人として二重に國會に出席する権利がある道理である。所が、僧院長等は國王の借地人としてのみ國會に關係があると主張し、従つて國家の政治には直接利益を感じなかつた結果、漸次其の議員の數も減つて行くやうになつた(註、二)。下級僧官も代表者を送つたのであるが、是れは明白なる年月は分らぬが、エドワード一世の時代から國王に對する補助金のことは、カンタベリーとヨークと英國の大僧正の二つの管區の總會で評議をして國王に租税を供與することになり、従つて自然と國會からは退くやうになつた。所が何故英國全體を通じて僧侶階級の會議を開くに至らなかつたかと云ふと、其れには種々の理由があらうが、其の主なるはカンタベリーとヨークの各管區が互に軋轢し争つた結果である。是れは後に述べる通りに、英國の憲法政治を發達せしむる上に於て、偶然とは云へ、英國が二院制度を採るやうになつた一の原因である。

註二 ヘンリッハ八世は其の膨脹する政費を補はんが爲、風紀の頹廢を口實として英國の僧院の大部分を廢止して其の財産を國家に沒收した。これが爲僧院長は貴

族院から消失するに至つた。

次に都市の代表者に就ては種々の疑問があるが、是等の疑問に對して一定の解答を與ふることは容易でない。既に述べたやうに、シモンド・モントフォルトは都市に直接召集狀を發したのであるが、エドワード一世の時には州奉行を通じて之を發した。此の變化は何でもないことのやうであるが、決してそうでない。と云ふのは、州の代表者と都市の代表者との兩方に對し、州奉行が共通の召集狀を發したと云ふことは、是れが偶、州と都市の代表者を結合するに至つたいろ／＼の事情の一である。斯く國王は州奉行に對して、州代表者と共通の召集狀に依つて都市代表者を選出せしめたのであるが、然らば何れの都市から代議士を送るか云ふことに就ては、其の撰擇の範圍を全然州奉行に放任した。所が元來代議士を出すことは、殊に都市選舉區では好まなかつたのであるから、各都市は何とかして代表者を出す義務を免れたいと云ふので、州奉行にいろ／＼運動をした。州奉行も此の餘り有難くない仕事を行ふに當つて、代表者をして成るべく素直に義務を行は

せんが爲いろいろ骨を折つた。都市の方では州奉行に運動して其の義務を免れやうとするので、州奉行の方でも運動した所は自然それを許すやうな風になつたものであるから、國王の方でも州奉行に對し、都市代表者の選出を免除することのないやうにそれを防ぐ爲種々の方策を執らなければならぬやうになつた。都市選舉區の方では、今度は中央政府に向つて自分等の都市の義務を免れんが爲いろいろの運動をするやうになつた。

こんな風に、都市でも州でも代議士を選出することを嫌つたのには種々の理由もあつたであらうが、其一は都市たると州たるとを問はず、其の代表者に手當を與へる義務があつて、各騎士に對しては一日四志各都市代表者に對しては二志の割合で支拂つて居つた。所が其の時代の一日四志乃至二志宛の手當と云ふのはなかなか容易ならぬ負擔であつた。是等の代表者の手當は、其の國會の終つた時に國王が *expensis levandis* と云ふ議員の手當に關する命令を發布して之を支拂はせた。一四〇六年の國會議員の手當は、殆ど五千四百磅に上つたのであるが、當時國會が國王に議決して與へた全體の金高は六千磅であつて、即ち各選舉區は國王を補助

せんが爲に議決した金高と殆ど變りない位の金高を手當として議員に支拂ふた譯になる。是れはなかなか重い負擔であるから、選舉區の方では其の議員に懸合ひ成るべく之を値切つたものである。又いろいろの都市選舉區では其の代表者が出席の義務を怠つたと云ふ理由を以て、其の手當を拂ふことを拒絶したやうな實例もある。然し乍ら都市及び州の代表者は、何れも國會に出席することを寧ろ迷惑とする傾きがあつたので、何うしても矢張り手當をやらなければならぬのであつたが、國會議員の地位が負擔と云ふよりも寧ろ名譽とせられるやうになつてから、議員に手當を與へることは次第に止んだ。其時がら、一九一一年の法律に依つて一年四百磅の手當を給するやうになつた時迄、英國の國會議員は凡て無報酬であつた。かく國會議員に歳費を給するやうになつたのは、追々労働黨の代議士が選出せらるゝやうになつたから、其等の貧乏代議士をして體面を保持せしめんが爲である。

三

併し都市の代表者は國會に出席しても、中世紀の時代では州の騎士のやうに偉

い役目を演じなかつた。其一の理由は國王はチャーターを與へて都市を法人團體とする権利を持つて居たのであるから、其の權利に依つて自分に都合の好いやうな都市に代表者を送ることを勝手に命令することが出來、従つて是等都市の代表者の多數は、國王の命令に従順であつたからである。所が實際都市代表者の人數は、十四世紀及び十五世紀を通じて殖えるよりも寧ろ減ずる傾きがあつたのであるが、兎に角都市代表者は中世紀迄、未だ國會に於て州騎士のやうな地位を占めて居なかつた。尤も州の騎士と云ひ、都市の代表者と云ひ、何れも州奉行を通じて共通の召集狀に依つて議會に代表したことが、やがて二つの階級を結び付ける一の連鎖となつた。前にも屢々述べたやうに、州の騎士は生れを云へば大貴族と同様の身分であるけれども、富の程度に於ては逆も大貴族に敵はない。丁度彼等は都市を代表して居る商人と、智力に於ても富の程度に於ても相若くと云ふ有様であつたのみならず、其の時代のことであるから、倫敦とかオックスフォードとか遠方に旅行するにはなか／＼日數も掛り同じ州から代表する都市の代表者と州の代表者とは、勢ひ手を携へて旅行をするやうなこともなつた。乃で兩者の間には

自然親密の關係を作り、或は結婚等のことも行はれ、之がやがて英國の今日の庶民院を造る一の有力なる原因となつた。

國會に代表者を出したのは國王の直領地の都市選舉區 (Borough) ばかりであつたか、又は其州の中に於ける總ての都市もさうであつたか、疑問であるが、ハラムもスタブスも、州内の總ての都市が均しく代表者を選出したと云ふ説を信じて居る。都市選舉區の代議士も、市 (city) の代議士も、一切州奉行を経て發せられたる召集狀に依ること既に述べたる通りであるが、先づ都市選舉區に於て選舉が行はれたる後、州裁判所に其の結果を報告したやうである(註三)。然るに十五世紀に至つて、都市にして獨立の州 (county) となり、従て州奉行を有する都市が出來て來た。實に一八七二年に至る迄、召集狀は都市選舉區の如何なる官吏にも交付せられないで、州奉行は古と同様に各州、各市、各都市選舉區より各二人宛の代議士を選舉すべしと命令せられ、其の權力はなか／＼廣大であつた。何となれば、前に述べた通りに、何れの都市選舉區が代表者を選出すべきかと云ふことは、奉行が之を判斷したからである。

註三 市 (city) と都市選舉區 (borough) との相違は、單に名稱の上の相違に過ぎない。斯かる名稱の相違は如何にして生ぜしやと云ふに、市とは伽藍を有し、且つ僧正の坐所の存するボローを謂ふとは一般に想像せらるゝ所である云々、マリオット教授は説明して居る(拙譯「英國の憲法政治」三八〇頁參照)。

一三

夫れから此の時代に於ける英國國會の會議の狀態を述べると、大貴族及び高級僧官は、ノルマン國會の時代から國王が或は法律を制定し、或は高等の裁判を行ひ、或は租税を徵收する場合に、是等の人々に諮り來つたのであるが、ずつと後になつて召集せらるゝやうになつた州の騎士や都市の代表者などは、固より是等の大貴族及び高級僧官と同一の資格で國會に召集せられたのでなかつた。従つて彼等は國會に出席しても、是等の人々と一緒になつて議論を上下すると云ふやうなことはなかつた。例へば茲に國王が外國と戦争をするに就て、幾何かの軍費が必要であるから英國の各階級からそれ〳〵之を補助して貰ひたいと云ふ案を出したとする。大貴族と高級僧官とは、國王に向つて其案に就て直ちにいろ〳〵の意見を

述べるだけの資格もあつたし、豫ねて國王とは相識の間柄であるから、場合に依つては随分直言もしたのである。所が騎士及び都市の代表者等はウエストミンスター・ホールの廣い室の隅の方に固まつて、之は實に重い税であるとか、之は我々の選舉區では逆も負擔が出来ないとか云ふやうなことを蔭でぶつ〳〵不平を述べ、位で、國王に對してそれを十分直言する者もなかつた。従つて不精々々に重いと思つた税をも負擔させられるやうな事になつた。要するに、國王は是等の州騎士及び都市代表者をして、自分が必要とする金額を負擔せしめんが爲に召集したのに外ならぬのである。詰り此の時代まで國王は唯だ租税を課する爲に是等の代表者を召集したのであつて、立法等のことに就ては未だ是等の代表者に諮らなかつた。國會が租税のことに就て種々の制遏を加へ、或は立法のことに就て喙を容れるやうになつたのは、未だ後のことである。

一四

庶民 (commons) とは單に貴族僧侶等と異つて、特權を有せざる種族と云ふのでは、未だ其の意味を十分に盡さない。スタンプスは曰く「庶民とは州及び都市の自由

民の組織する團體にして、庶民の『種族』(Estate)とは國會の目的に向つて是等の團體の結合せられたる總ての社會を稱する (Constitutional History II pp. 1745)。併し乍ら庶民の代議士を以て、集合したる組合の代表者なりと稱するは、精密に當つて居ない。當時英國には未だ法人團體 (Corporation) なるものはなかつたからである。然も州は法人團體ではなかつたけれど、既に立派な團體であつた。即ち州と州裁判所とは同一のものを意味して居つた。庶民なる言葉には二重の意義があつて、専門的に云へば、庶民院は其の設立の當時に於ては州及び都市の社會を代表する團體であつた。併し庶民なる言葉は『平民』(commoner)なる言葉の近代的使用に於て反射せられたる他の意味を持つて居るのである。即ち庶民とは僧侶及び貴族の特権を享受せず、又貴族或は Clerics の特別な身分を有せざる者即ち平民 (common men) なりと云つて居る (Constitutional History of England p. 85)。此の意味に於て庶民とは佛國革命破裂以前に當つて、アム・シエースが『平民とは何ぞや』と云ふ書中に、今は『零』(nothing)であるけれど、或物 (something) たらんと願ひ、而して竟には『萬事』(everything)たるべしと喝破した、佛國の第三級民 (Tiers état) に相當して居る。此の如き階級から組織せらるゝ庶民院 (House of commons) と云ふのは、英吉利王國に於ける組織せられたる政治生活の地方的團體の代表者である。

一五

次に國會 (Parliament) と云ふ言葉は、英國の歴史で佛蘭西語が裁判所の言葉として、拉典語に代つた丁度其の時代に行はれて來たのである。メドレーは、マシュー・パリ (Mathew Paris) なる此の時代の有名なる編年史家が、一二六四年始めて國會なる語を用ひたと信せらると云つて居る (Medley: English Constitutional History p. 133)。即ち一二六〇年頃迄英國の官用語は拉典語であつたが、其れから以後約百年に亙つて佛蘭西語が用ひられた。それで國會を開く場合に、國王の開院式の勅語は佛蘭西語を用ひ、國會が其の意見を述べ要求を持出すにも、矢張り佛蘭西語を用ひた。今日に於ても、新しい法律に國王が裁可を與へるには、矢張り古い佛蘭西語の形式を以てして居る。國會が英語の勅語を以て開かれた第一の時は、一三六五年であつて、パリアメントなる言葉が英國で用ひられるやうになつたのは、佛蘭西語が英國の

公用語であつた丁度其前の百年の間である。此のパーリアメントなる言葉は、佛蘭西語の *parlement* と同じ言葉であるが、佛蘭西では *parlement* と云ふのは高等裁判所であつて、結局立法機關にはならなかつた。現に佛國革命前に於ける巴里の高等裁判所は、一國の最高司法機關ではあつたけれども、立法事業には携はらなかつた(註、四)。唯だ古來の慣例に依つて、國王が新しく法律を發布する場合には、巴里高等裁判所の登録を要する、其の裏書を経なければ、法律の効力がなかつたのである。所が往々にして、巴里高等裁判所が裏書を拒んだ場合がある。然し國王がどうしても其の法律を發布しやうと思へば、結局は此の高等裁判所を強制して登録をさせることは出來た。是等のことは佛蘭西革命史を讀む人のよく知つて居る所である。

次に *parliament* と云ふ語の語原を釋ぬると、此語は本來談話(會話)を意味して居る。十三世紀頃僧院内では、晚餐後の雜談などの意味に此の言葉を用ひて居つたのであるが、其後一二四五年佛國王ルイ九世と羅馬法王インノセント四世との間に於ける協議會のやうな嚴肅なる會議の事にも、此語を適用して居る。英國の編年史

家等はヘンリー三世の時前に述べたやうに、國家の疾苦を匡救せんが爲屢、大官等を召集した其等の會議にも此語を用ひたのである (Ilbert: Parliament p. 7)。此の如く最初の程は庶民の代表せられなかつた會議其他異例の會議に *parliamenta* の語を用ひて居たけれど、然も忽ち習慣は一定せられて、國會 (*parliamentum*) とは一二九五年の模範に従つて組織せられたる團體であつて、其れは屢次習慣的に召集せられ、而して其の同意を経て國王は律令 (*Statuta*) を造るを得 (Maitland: Constitutional History of England p. 75) のことになつた。

註四 巴里の外、アイッシュヨン、グレンノブル、レンヌ、ツールーズ等總て十二の高等裁判所があつた。

一六

屢、述べたやうに、大貴族と高僧は別に貴族院を組織し僧侶の代表者は僧官會議を開いて租税のことを議し國會から脱退したので、結局騎士と都市の代表者とは大貴族及び僧官と席を列ねて投票することを止めて、ウエストミンスター^一の御殿の會場から、直ぐ近所のウエストミンスター・アベ^二の僧侶會議の部屋に移り、ヘン

リー八世の宗教改革の時迄其處を議場に充てて居つた。所がヘンリー八世はホワイトホールの新しい御殿に移つたので、セント・ステープルの禮拜堂を是等二種族の會場に當てがひ、一八三四年の火災でウエストミンスター御殿が焼けた時迄、矢張り其處で會議を開いて居つた。其の火事以後に建て替へられたのが今の大英國國會議事堂である。

庶民院の一番早い記録の今日に遺つて居るのは一二七八年の記録であつて、庶民院 (House of Commons) と云ふ名前は、初めて一三〇四年に見えて居る。それから庶民院議長 (Speaker) の名前を唱へるやうになつてからの最初の議長はサー・トーマス・ハンゲルフォードであつて、是れは一三七七年の國會に議長となつた人である。倫敦が大概會議の場所に充てられたけれども、國王の便宜に應じて、いろ／＼の場所に開かれた。即ちオックスフォード、ノッチンガム、コヴェントリー、グロスター、ヨーク、レスター其他の場所も國會の議場に充てられた。

一七

印度の歴史には昔からブラミンと云ふ僧侶の階級と、クシャトリアと云ふ武士

の階級と、ヴァイシャと云ふ農商の階級と、他にスードラと云ふ職人及び労働者の階級との四階級があつた。是等は所謂種姓 (caste) と稱して、宗教上の裁可を経たる嚴重なる區別があつて、其間には管に結婚を許さないのみならず、外の種姓の者の煮炊きしたものさへ食べないと云ふやうな嚴重なる社會上の區別があつた。是れがやがて印度をして今日のやうな沈滞して萎靡振はない状態に陥らしめた主な原因である。所が是れと略似寄つた社會上の階級が、中世の歐羅巴にも存在して、それらが所謂「種族會」 (Estates of the Realm) を開いて居つた。即ち僧侶と貴族貴族は地主と軍人、都市の商人、村落の自由民及び隸民の四階級である。此第四の階級は政治上の權力を持つて居なかつたので、それ以外の三種族は所謂三部會即ち國會を開いた。即ち第一院は僧侶會、第二院は貴族會、第三院は庶民會である。是れが即ち宗教家、地主、商人の各階級を代表したる國會であつた。メートランドは三種族を別けて、祈禱する僧侶、戰爭する貴族、勞作する庶民の謂であると云て居る。英國にも丁度此通りの階級があるのであるから、英國の國會も歐羅巴大陸の西班牙、伊太利、獨逸、佛蘭西等諸國の種族會同様に三院制度になるべきであつたが、そ

れが何故二院制度になつたのであるか。英國の國會が結局二院制度に落付いたのには三つの理由がある。第一は前に述べた通りに英國の僧官會議は英國全體の會議にならずして、カンタベリーとヨークとはそれ／＼會議を開き、而もそれは國王が召集したのでなく、其の地方々々の大僧正が召集したのであるから、それらの僧官會議は遂に國會の構成分子にはならなかつた。

第二の理由は英國には血統上の貴族はない。佛蘭西では貴族(Hobles)は貴族としての特別の階級を作り、其の貴族の子に生れた者は悉く其父より貴族たる資格を繼承したのであるが、英國ではさうでない。英國では貴族の稱號は貴族の當主以外にはない。貴族の長男でも父の生存中は皆平民として、中には随分庶民院議員となつた者も尠くない。次男以下は勿論皆平民である。其の著しき例は、ウィリアム・ピットが子供の時に自分は次男に生れたのを非常に喜ぶ、何故ならば父さんと同様庶民院に出て演説することが出来るからと云つた有名な話がある。(ピットの父チャタム伯は後に貴族になつたけれど、一生の大部分は庶民院の人であつた)。故に適切に云へば、英國には血統上の貴族階級なるものはないとも云へる。

第三の理由は、小地主は前に述べた通りに大貴族と運命を共にせずして、都市の代表者と合體するやうになつた。其の理由は一部分は政治的であつたが、一部分は社會的であつた。政治的理由の中には、小貴族が都市代表者と代表的資格を共にしたと云ふことがあるが、他に小貴族即ち州の騎士と都市の代表者との共通の利益が、往々にして國家の貴族大官から彼等を分離せしめた。又種々なる社會上の事情が、小貴族を結局大貴族から分離せしめた理由となつたことは、既に前に述べた通りである。斯くて貴族院と庶民院が結局分離した時に、州の代表者と都市の代表者とは、本來二院に別るべきであつたが、別に會議を開かないで一院を組織するやうになつた。其の結果は詰り國會は上院と下院が全體としての英國民を代表して、三つの階級はそれ／＼の階級として代表しないことになつた。此の如くして、英國の國會は結局三院にならずして、二院になつたのである。(完)